## 報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第18 0条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告 する。

平成30年11月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり 専決処分する。

平成30年9月19日

大田原市長 津 久 井 富 雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成30年6月22日、大田原市末広三丁目3001番地6地先、市道大田原野崎線において公用車の荷台から落下した看板により発生した車両損傷事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 112,972円
- 2 和解の内容
  - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額112,972円を支払う。
  - (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名